

木場訪問看護ステーション 自己負担料金表【医療保険】

平成26年4月1日現在

単位(円)

1. 基本料金表 (1回の訪問看護の利用料)

療養費 区分	訪問の日数		基本療養費	管理療養費	合計金額	負担金額		
	月の日数	週の日数				1割	2割	3割
(I)通常 (II)同一建物 居住者 同一日2人	1日目	週3日まで	5,550	7,400	12,950	1,295	2,590	3,885
		週4日目以降※1	6,550		13,950	1,395	2,790	4,185
	2日目～	週3日まで	5,550	2,980	8,530	853	1,706	2,559
		週4日目以降	6,550		9,530	953	1,906	2,859
(II)同一建物 居住者 同一日 3人以上	1日目	週3日目まで	2,780	7,400	10,180	1,018	2,036	3,054
		週4日目以降	3,280		10,680	1,068	2,136	3,204
	2日目～	週3日目まで	2,780	2,980	5,760	576	1,152	1,728
		週4日目以降	3,280		6,260	626	1,252	1,878
(III) 外泊者	入院中1回 ※2		8,500		8,500	850	1,700	2,550

※ 医療保険における訪問看護は、原則1日1回(1回の訪問は90分まで)、週3日までとなっています。

ただし、病名等によっては、複数回訪問や90分以上の訪問、週4日以上が可能です。

※1 週は日曜日を起点とするため、前月から続く訪問の場合は、月の1日目であっても週4日目以降を算定する場合があります。

※2 <表1><表2>の対象者は、入院中2回まで算定できます。

2. 加算料金表 (状況・要望に応じて加算する利用料)

単位(円)

項目	金額	負担金額		
		1割	2割	3割
●基本療養費の加算				
難病等複数回訪問加算	2回 4,500 円/日	450	900	1,350
<表1><表2>、特指示* の対象者	3回以上 8,000 円/日	800	1,600	2,400
緊急訪問看護加算 主治医の指示により、緊急に訪問した場合	2,650 円/日	265	530	795
長時間訪問看護加算 <表2>、特指示対象者に90分以上の看護を実施	5,200 円/週	520	1,040	1,560
複数名訪問看護加算 <表1><表2>特指示(補助者回数制限なし)、 他必要と判断された者	看護師 4,300 円/週	430	860	1,290
	補助者 3,000 円/週3まで	300	600	900
夜間・早朝訪問看護加算 18～22時、6～8時	2,100 円/日	210	420	630
深夜訪問看護加算 22時～6時	4,200 円/日	420	840	1,260
●管理療養費の加算				
24時間対応体制加算 利用者の希望により算定	5,400 円/月	540	1,080	1,620
特別管理加算	<表2>①の対象者 5,000 円/月	500	1,000	1,500
	<表2>②の対象者 2,500 円/月	250	500	750
退院時共同指導加算 入院中病院と共に指導	<表1><表2>は2回まで 6,000 円/指導日	600	1,200	1,800
	<表2>対象者は更に加算 2,000 円加算	200	400	600
退院支援指導加算 <表1><表2>、必要が認められた者	退院日の訪問看護 6,000 円/退院日	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算 医療関係職種間で情報共有し、その上で療養指導	3,000 円/月	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 急変による医療従事者とのカンファレンスと療養指導	2,000 円/月2まで	200	400	600
●その他の療養費				
情報提供療養費 市町村等のサービスと連携するための情報提供費	1,500 円/月	150	300	450
ターミナルケア療養費 死亡日および死亡前14日以内に2回以上訪問	20,000 円	2,000	4,000	6,000

* 特指示 = 特別訪問看護指示書

3. その他の費用(保険適用外の料金)

項目	料金	内容
保険適用外の訪問看護	10,000 円/回	介護保険・医療保険の適用外の訪問看護利用料
交通費	実費	訪問に電車・バス・タクシーを利用した場合 (タクシー利用は時間外訪問等でやむを得ない場合)
キャンセル料	無料	前日17時までに連絡のあった場合や、緊急時
	1回の基本料金の10%	前日17時までに連絡のない場合
死後の処置料金	10,000 円	訪問看護サービスの提供と連続して行われた、在宅での死後の処置料

■ 基準告示第2の1に規定する疾病等(別表7、別表8) (厚生労働省告示第82号)

第2 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

1 週3日を超えて訪問看護を行う必要がある利用者であって次のいずれかに該当する者

<表1> (1)特掲診療料の施設基準等「別表第7」に掲げる疾病等の者

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患、(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態の者

※厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

介護保険の利用者でも、訪問看護は医療保険の扱いになります。

<表2> (2)特掲診療料の施設基準等「別表第8」に掲げる者

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態の者
人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
真皮を越える褥瘡の状態にある者
在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

※特別管理加算の対象者